

# 会 議 資 料

令和5年度

北はりま定住自立圏共生ビジョン会議

北はりま定住自立圏共生ビジョン会議条例

北はりま定住自立圏共生ビジョン会議運営要綱

北はりま定住自立圏構想の取組経緯

## 北はりま定住自立圏共生ビジョン会議条例

(設置)

第1条 北はりま定住自立圏における具体的な取組等を示す北はりま定住自立圏共生ビジョンの策定等について協議するため、北はりま定住自立圏共生ビジョン会議（以下「ビジョン会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 ビジョン会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北はりま定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、定住自立圏構想の推進に関すること。

(組織)

第3条 ビジョン会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 北はりま定住自立圏の形成に関する協定書に掲げられた政策分野の関係者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 ビジョン会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、ビジョン会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 ビジョン会議の会議は、会長が招集する。

2 ビジョン会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第8条 ビジョン会議に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 ビジョン会議の庶務は、企画担当部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総合計画審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
-----------	----	-------	---------------

を

」

「

総合計画審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
北はりま定住自立圏共生ビジョン会議委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に

」

改める。

附 則（平成28年9月30日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により任命又は委嘱された者は、それぞれこの条例の相当規定により任命又は委嘱された者とみなす。

## 北はりま定住自立圏共生ビジョン会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北はりま定住自立圏共生ビジョン会議条例（平成26年3月28日西脇市条例第1号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、北はりま定住自立圏共生ビジョン会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第2条 条例第4条に規定する委員の代理出席は認めないものとする。ただし、同条に規定する委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、会議開催前までに委任状を会長に提出しなければならない。

(議事の表決)

第3条 会長は、議事の表決をとろうとするときは、挙手又は投票を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認めるときは、出席委員の過半数の賛同を得て、公開しないことができる。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は、原則5人とする。ただし、会長は、会議の会場の都合により定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第6条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴希望者受付名簿（様式第1号）に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から開始前までにおいて先着順で行うものとする。

(傍聴証の交付)

第7条 傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（様式第2号）を交付する。ただし、傍聴希望者が受付開始時において第5条の定員を超えるときは、抽選により定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を決定する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴席に入ることができない。

- (1) 刃物その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 鉢巻き、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機及びパソコンの類を携帯している者（報道関係者を除く。）
- (7) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第9条 傍聴人は、会議の傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の電源は切ること。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(傍聴の違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第11条 会長は、傍聴人に会議資料を無償で配布するものとする。ただし、当該会議資料に不開示情報が含まれると認められるときは、当該不開示情報に係る部分を除いたものを配布することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を会場に備え、閲覧に供することができる。

(会議の記録)

第12条 会長は、次に掲げる事項を記載した西脇市審議会等の会議の記録（様式第3号）を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名又は人数
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他必要と認めた事項

2 会議の記録の記載は、原則として要点のみ記録するものとする。

3 前項の規定に関わらず、会長が必要と認めるときは詳細な会議の記録を作成することができる。

(会議の記録の公開)

第13条 前条の会議の記録は、作成後速やかに公開するものとする。ただし、次に掲げる事項については、公表しない。

- (1) 非開示情報に該当すると認められる事項
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(規律)

第14条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議において、資料、新聞、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

様式第1号（第6条関係） 略

様式第2号（第7条関係） 略

様式第3号（第12条関係） 略

## 北はりま定住自立圏構想の取組経緯

### ≪平成21年≫

6月16日 西脇市・多可町の首長間で構想推進について合意

### ≪平成22年≫

1月29日 西脇市による中心市宣言（全国42番目）

9月27日 西脇市議会、定住自立圏形成協定を議決

9月28日 多可町議会、定住自立圏形成協定を議決

10月6日 定住自立圏形成協定調印式（西脇市生涯学習まちづくりセンター）

11月1日 第1回定住自立圏共生ビジョン懇談会

### ≪平成23年≫

1月18日 第2回定住自立圏共生ビジョン懇談会

3月29日 第3回定住自立圏共生ビジョン懇談会

3月31日 北はりま定住自立圏共生ビジョン策定

### ≪平成24年≫

3月1日 定住自立圏共生ビジョン懇談会

5月2日 第13回定住自立圏構想連絡会議

6月8日 総務省「定住自立圏推進調査事業」採択

≪北はりま定住自立圏「地域医療を支える」基盤整備調査事業≫

9月3日 第1回定住自立圏共生ビジョン懇談会

9月4日 定住自立圏共生ビジョン第1回改訂

### ≪平成25年≫

4月19日 第14回定住自立圏構想連絡会議

10月9日 第1回定住自立圏共生ビジョン懇談会

### ≪平成26年≫

6月13日 第15回定住自立圏構想連絡会議

10月2日 第16回定住自立圏構想連絡会議

11月18日 第1回定住自立圏共生ビジョン会議

12月3日 北はりま定住自立圏共生ビジョンに関する首長懇談会

### ≪平成27年≫

4月10日 第17回定住自立圏構想連絡会議（西脇市役所）

7月7日 北はりま定住自立圏共生ビジョンに関する首長懇談会

7月28日 第18回定住自立圏構想連絡会議（多可町役場）

9月1日 第19回定住自立圏構想連絡会議（西脇市役所）

9月15日 第1回定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市生涯学習まちづくりセンター）

11月12日 第2回定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市コミュニティセンター西脇区会館）

≪平成28年≫

- 1月20日 定住自立圏形成協定の変更に係る協定締結
- 1月22日 第20回定住自立圏構想連絡会議（多可町役場）
- 3月10日 第3回定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 3月31日 第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン策定
- 9月21日 第21回定住自立圏構想連絡会議（西脇市役所）
- 12月5日 第1回定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市生涯学習まちづくりセンター）

≪平成29年≫

- 2月28日 第22回定住自立圏構想連絡会議（多可町役場）
- 3月23日 第2回定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市民会館）
- 3月31日 第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン（数値目標・成果指標）策定

≪平成30年≫

- 1月24日 定住自立圏構想推進セミナーin和歌山にて事例発表（和歌山県）
- 3月30日 平成29年度定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 4月12日 第23回定住自立圏構想連絡会議（西脇市役所）
- 11月5日 平成30年度定住自立圏共生ビジョン会議
- 11月28日 第2次北はりま定住自立圏共生ビジョンの一部を変更

≪平成31年・令和元年≫

- 4月8日 第24回定住自立圏構想連絡会議（西脇市役所）
- 10月10日 令和元年度定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市生涯学習まちづくりセンター）

≪令和2年≫

- 4月2日 第25回定住自立圏構想連絡会議（多可町役場）
- 8月27日 第1回定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 10月13日 第2回定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市生涯学習まちづくりセンター）

≪令和3年≫

- 3月31日 第3次北はりま定住自立圏共生ビジョン策定
- 7月9日 第26回定住自立圏構想連絡会議
- 10月14日 第1回定住自立圏共生ビジョン会議（書面会議）

≪令和4年≫

- 7月27日 第27回定住自立圏構想連絡会議
- 10月19日 第1回定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市役所）

≪令和5年≫

- 8月3日 第28回定住自立圏構想連絡会議
- 10月18日 第1回定住自立圏共生ビジョン会議（西脇市役所）